

令和元年度 第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会 議事録

令和元年6月6日(木) 10:00~12:00
宮城県庁(行政庁舎) 11階第二会議室

<調査委員会委員>

野口 和人委員長, 白石 雅一副委員長, 大橋 洋介委員, 佐藤 あけみ委員, 内藤 裕子委員,
釣舟 晴一委員, 長谷 諭委員, 千葉 宗久委員, 池田 耕一委員, 中川 恵子委員, 水本 有紀委員,
我妻 美幸委員, 長谷川 啓三委員, 奥山 優佳委員, 北島 みどり委員

<県教育委員会>

伊東 昭代教育長, 千葉 彰教育次長, 松本 文弘教育次長, 市岡 良庸心のサポート専門監,
伊藤 俊課長

<欠席者>

久保 順也委員, 佐藤 由麻委員, 船越 俊一委員, 池田 耕一委員, 細川 潔委員, 神 春美委員

(資料の確認)

<1 開会>

- (1) 委員委嘱
- (2) 教育長 あいさつ
- (3) 委員長 あいさつ
- (4) 出席者紹介・いじめ防止対策調査委員会の概要

(進行は委員長が行う)

(公開・非公開の確認)

情報公開条例により, 審議会等は, 公開で行うことが原則となっているが, 非公開情報が含まれる場合及び公開することにより, 公正かつ円滑な審議に支障が生じる場合には, 当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により, 一部公開又は非公開とすることができる。

3の報告以降については, 個人情報が含まれていることから, 非公開が適切と考えているが, 委員の皆様いかがか。

(異議なし)

(野口委員長)

それでは, 3の報告以降は非公開としたいと思う。

なお, 報道機関の方が取材を希望される場合は, 会議が終了してから, 予定では正午頃になるが, この場において, 取材を受けたいと考えている。

取材には, 私が出席するので, 他の委員への個別の取材は御遠慮いただきたい。また, 県教育委員会からも, 担当者が同席する予定である。

<2 話題提供>

- (1) 心のケア・いじめ・不登校対策支援チームの昨年度の取組について
(市岡心のサポート専門監) 資料に基づき説明

(野口委員長)

ここで質疑に入りたいと思うが, 只今の話題提供について, 皆様から御意見, 御質問等があれば願います。

(長谷委員)

1つ、確認で教えていただきたい。配布資料でいうとスライド13である。

平成30年度心のケア・いじめ・不登校対策支援チーム相談窓口の取組で、相談者の内訳716人のうち保護者、教員が増えたということであったが、拝見すると、一般も13%と一定数ある。記載がある一般というのは、どのような方を指すのか教えていただきたい。

(市岡心のサポート専門監)

保護者、教員、家族ということで、その方々からの相談について、こちらに載せている。それ以外、県民の方からの問い合わせについても回答しているところである。

(長谷委員)

対象者となった方の御家族以外の家族は、一般に入るのか。

(市岡心のサポート専門監)

家族は家族としてカウントしている。近しい方が相談に来ている場合などは、一般に入る。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(水本委員)

当センターは概ね18歳以上を対象にしているが、中学生の親御さんからの相談が結構ある。

その時、よく心のサポート班を紹介させていただいているが、今の話からすると心のケアハウスでも相談に乗ってもらえる枠組みがあるということが分かった。

その違いはどこにあるのか、どのケースのときは、どちらを紹介すればいいのかということがあるのか、紹介するときの適正はあるか、違いがあれば伺いたい。

(市岡心のサポート専門監)

心のサポート班は、大河原教育事務所と東部教育事務所にあり、県全体をカバーしているような状況である。

心のケアハウスについては、今実施しているところが28市町なので、仙台市を除く6つの市町は取組がされていない状況である。

学校の事情によってケアハウスと緊密な関係である場合は、ケアハウスの方で対応する。ケアハウスの場合は、それぞれの実情もあり、今、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも関わって、ケアハウスで対応できる場合もあるが、そういった人員が配置できないケアハウスもあるので、それぞれ相談者のニーズに合わせた形で、心理職も福祉職も併せて、総合的にワンストップで対応すべきであれば、サポート班で対応している。そこまではいかない場合は、ケアハウスでも対応できる。ケアハウスとサポート班も連携を取っており、サポート班で、それぞれ市町に設置されているケアハウスを訪問して、情報等の共有をしている。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(千葉委員)

資料4ページである。

公立小中学校のスクールカウンセラーを配置、県立高等学校にもスクールカウンセラーを配置とあるが、公立小・中学校の配置について、どのような勤務対応であるか、同じように、県立高等学校もどのような勤務対応であるのか、1日何時間、週何回という状況か伺いたい。

(市岡心のサポート専門監)

小学校については、年間26日、中学校については週に1回、それぞれ行っている。時間については、1日6時間勤務が原則である。

(事務局)

高等学校については、基本的な回数としては年間24回になっており、学校の実情によって、例えば36回であったり、40回を超えるところもあり、学校の実情によって配置する時間を配分している。1回当たりの勤務時間は6時間を基本とするが、これについても学校と相談しながら、配分している。

(野口委員長)

今の質問に関連して、例えばスクールカウンセラーの配置状況として、中学校に勤務している方が近隣の小学校を合わせて担当する形になっているのか、あるいは、全く別の配置になっているのか伺いたい。

(市岡心のサポート専門監)

小学校の場合は、派遣という形にしており、スクールカウンセラーがいろいろな市町村をまたいで勤務している。

中学校については、その学校に勤務している。ただ、中学校にいるスクールカウンセラーが小学校に行くという形は、市町村によってある。

(野口委員長)

今、伺ったのは、子供達のフォローは小学校、中学校と切れない形、つなげた形でお願いしたいと思っているからである。

小学校、中学校で基本的な考え方を統一し、同じようなスタンスで対応いただきたいと思っている。

(市岡心のサポート専門監)

対応の仕方については、県でも研修会等を実施しており、様々な事案に対して基本的な考え方を研修等で学びたい、小学校、中学校の連携等については、今後さらに、こちらの方でも検討して参りたい。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(佐藤委員)

私の知識不足、理解不足があるので、心のケアハウスについて、教えていただきたい。

28市町に設置されているということだが、これはハウスというイメージから建物があり、誰かが常駐してスタッフがいるのか。それとも、私が関係機関と連携したい場合は、市町の教育委員会と連絡を取ればいいのか。

(市岡心のサポート専門監)

ケアハウスは建物がきちんとあり、そちらの方で運営してる。基本的には先程申し上げたスーパーバイザーが常駐しており、必ずスタッフがいて、そこに不登校傾向の子供達や不登校の子供達が通って来て、学習支援をしたり、または心のサポートということで相談に乗ったりとか、そういったことをしている施設となる。

申し込みについては直接相談していただいても構わないし、教育委員会を通していただいても構わない。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(大橋委員)

どうみるべきかという質問である。配布資料の2ページである。スライドでいう4ページになる。

問題行動の発生件数とスクールカウンセラーの相談件数が2つあるが、スクールカウンセラーの相談件数が増えるのは、スクールカウンセラーの配置人数が増えれば当然と考える。また、スクールカウンセラーが知られていけば、相談件数が増えるのも当然であると考えている。この相談件数が増えることは良い面もあるのではないかと考えている。

問題行動等の発生件数について、どうみたらいいのか教えていただきたい。

暴力行為の増加について、私の子供が高校生、中学生であるが、私が高校生の頃より暴力件数が減っているという印象であった。いじめとかが増えてるのはよく理解できるが、暴力行為が増加していることは、なぜか。

グラフを見ると、28年度から29年度に一気に増えてる傾向がある。それまでは800件程度で推移して、900件超える時もあったが、27年度から一気に増えてきてるので、これは暴力行為の増加として扱っているが、それまでは暴力行為として扱っていなかったものも認知して件数として増えたという印象なのか、それとも暴力行為自体が、子供達が粗暴になっていて、行為自体が増えているのか。

もしそうだとすれば、その背景について把握しているのかを伺いたい。

もう1つは、不登校生徒についてである。これは、今の暴力行為の話とは全く違う話だと思う。

暴力行為については、捉え方の問題で、今まではこれは問題ないと思っていたが、今はもう暴力行為ということで指導して件数が増えることがあると思う。

不登校自体は不登校そのものであるから、これが一気に増加しているのが、少し気になったので、そのあたりの分析があれば教えていただきたい。

(市岡心のサポート専門監)

まず、暴力行為についてであるが、小学校の場合は、子供同士の暴力行為というのが増加している。同一の児童が、感情を抑えきれずに暴力を繰り返す。1回すると、それを1件とカウントすることになる。同一の子供達が何回もやると、件数はカウントされているということである。よって全体として荒れているという印象があるかもしれないが、特定の児童の暴力行為の件数がかなり多いという状況である。

中学校については対教師暴力、生徒間暴力が、6割程度を占めている状況である。ちょっと手を出したりして指導された場合は、それを暴力行為としてカウントすることとなっているので、昔の中学生が非常に荒れた時のようなすごく大きな事案だけをカウントするのではなく、小さなこともカウントして。丁寧にきめ細かに見ていくことになっているので、このような現状となっている。

それから不登校については、増えているような状況にある。

不登校の中身であるが、ひきこもってしまうような非常に重篤なものなのか、それとも今、不登校は30日欠席すると、その子供は不登校とカウントされており、30日というのは週に1回、もし休んだとしても、年間を通すと、それが積もり積もって30日を超えることになる。そのような子供も不登校と呼んでいるし、ほとんどの学校に行けない子供も不登校と呼んでいるので、その不登校の階層を少し分析したいと思っている。

30日から40日くらい休んでいる不登校の傾向の子供達は、どのような休み方をしているのか。それから、50日、60日、70日休んでいる子供達の休み方、それから完全に不登校、全く学校に来られない子供達と分けて考えたい。どのような休み方をしているのかを見ていきたいということが1つの考えである。

それから、中学校3年生で不登校になって、中学校3年生の不登校の子供達を見て、いつの段階で不登校になったのか、その子がまた登校できるようになったのか。例えば小学校1年生で不登校になって、2年生、3年生は学校に来られたが、4年生から不登校になってしまい、またそこから不登校になってしまったとか、不登校の傾向を分析して、どの時点でどのような手当をすればいいのかということも今後、義務教育課としては、検討したいと考えている。

不登校は、非常に複雑な要因が絡み合っていると言われているが、なるべくこちらの方としても、分析して手当をする時期がいつなのか、どういった時が重要なのかを、さらに突き詰めて参りたいというふうに考えている。

(野口委員長)

参考までに全国的な傾向と比較すると不登校はどのような状況にあるか伺いたい。

(市岡心のサポート専門監)

全国的にも不登校は増加傾向にある。宮城県も同じように増加傾向にある。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(北島委員)

資料2ページで、震災の関連の説明を伺った。小学校5年生と中学校1年生を対象に質問をしているという説明であったが、これは毎年、小学校5年生と中学校1年生に質問しており、年を追って同じ学年の子供達を追って質問していると考えてよろしいか。

それと不登校生徒数、暴力行為の増加について震災との関連で説明いただいたと理解しているが、震災との関連性はどのようなところから、関連付けているのか伺いたい。

(市岡心のサポート専門監)

まず1点目の調査についてである。

この調査はその年度にその学年にあたる、子供達を対象に調査しているということになり、その年度の子供達にどの程度、震災の影響があるかという調査ということになる。一定の子供達を年度ごとに追っているという調査ではない。

それからもう1つ、不登校生徒数と暴力行為の増加と震災の影響についてであるが、きちんとしたエビデンスはなかなか取れない状況であるが、ある大学の研究で、沿岸部の子供達と保護者を継続しておっているという調査がある。

その調査は、震災後に生まれた子供たちの調査であるが、その調査からいえることは、保護者の家庭環境、生活環境が変わっていくことに合わせて、子供達が何らかの影響を受けている、特に認知面等が他のところと比べると落ちている部分があるという報告されている。

そこで、大学と連携しながら、震災の影響が具体的にどこに出ているのかという部分について、さらに、こちらの方でも把握して参りたいと考えている。

義務教育課としては震災後、住居が転居されるなど、苦しい思いをされている保護者がいるが、子供が不登校になった時に、直接的な震災の影響か、その影響は震災までたどれるかということ、実はもう、なかなかたどることはできないというような御指摘もいただいているので、医療機関の研究も生かしながら、今後進めて参りたいと考えている。

(野口委員長)

震災の影響は判断しにくい、見極めにくいところがあるが、大学でも研究が行われている。

仙台市においては、毎年、子供の意識調査を実施しており、一部の沿岸部にあった学校においては詳しい調査を実施しているのので、参考にしながら、背景について検討していければと考えている。

時間との関係もあるので、次に移る。

いじめ防止等に関する取組について、説明をお願いしたい。

(2) いじめ防止等に関する取組について

(伊藤課長) 資料に基づき説明

(野口委員長)

いじめ基本方針であったり、ガイドラインであったり、そういったものを作成して終わりではなく、それが実効性をもつために県として様々な取組について説明いただいた。

只今の説明に対して、御意見や御質問があれば伺いたい。

(中川委員)

1点、伺いたい。

先程の説明にあった別添資料の、いじめ対応のファーストステップであるが、これは高校教育課が作成したものであると伺ったが、同じようなものを義務教育課でも作成しているのか。

(事務局)

高校教育課が作成しているファーストステップを参考にしながら、市町村教育委員会が独自のマニュアルやフロー図等を作成しており、各学校は、所管する市町村教育委員会のマニュアル等に基づいて、こういった事案については対応できるようになっている。

このことについて、今年の1月に調査し、回答を得ている。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(水本委員)

SNS相談であるが、もう始まっているのか伺いたい。先進的な取組であり、興味深い。

この相談は、生徒が相談したら、どなたが相談に乗るのか、その体制はどうなっているのかなど伺いたい。時代に即した有効なものであるが、本センターでは実施していないので、留意点があれば伺いたい。

(伊藤課長)

今年度、予算が認められ、SNS相談を実施する予定でいる。

生徒達が、様々なトラブルを抱えて不登校であったり、いじめの問題が増加する時期は、ある程度傾向があり、夏休み明け、冬休み明け、年度末、高校生であれば進級とか、就職、卒業する時期にトラブルが発生しやすい。SNSに関する相談については、今申し上げたような長期休業明けの時期に、期間を区切って実施したいと考えている。

対象としては、仙台市立学校を除く小学校、中学校、高校生である。SNSを実際に活用できるのは、恐らく発達段階から小学校高学年となると思うが、何年生からにするかは専門的な見地を持った業者と詰めて決める。

SNSの相談は、先進的な自治体があり、様々な課題や成果を聞いている。課題の1つは、実際にその相談を受け、顔が見えない状況で、文字によるやりとりとなるので、実際に緊急度がどの程度あるのかが分かりにくい。実際に相談された相談員の資質が問われるのではないかと考えている。つまり、声も顔色も分からないところで判断するところだと思う。

もう1つは、SNSでのやりとりとなるので、相談して来た生徒を特定するのが難しい。LINEを活用して相談を実施している自治体が多いようだが、LINEに登録し、実際に相談を受けて、その相談者が誰なのかを特定することが難しいところが課題である。

一方で、生徒達のハードルが低く、気軽に相談できるというメリットもある。生徒が相談する窓口を増やし、相談する方法を増やせるのではないかと考えている。

まず今年度やってみて、その成果を踏まえて、課題が出てくれば検討し、今後につなげたいと考えている。

(野口委員長)

他に御意見、御質問等はいかがか。

(長谷川委員)

私は、研究者としていじめ問題に関わりを持っているが、国のいじめ防止対策推進法の1つポイントとして、いじめた側の対策が盛り込まれたの点があり、慎重に対応する必要があると思う。

宮城県の場合には、いじめ防止対策推進法に基づいて、十分に配慮が必要であると考えているが、出席を停止したとか、今後出席停止にすることがあるのか考えを伺いたい。

(伊藤課長)

国の基本方針が見直しされ、県でも見直しを進めており、改善点が4点ある。

資料4ページにある、いじめ防止等のための基本的な方針、(2)宮城県いじめ防止対策調査委員会の意見等からを御覧いただきたい。特に反映させたことは、いじめ問題については、学校と保護者や地域との連携を密にすること。2つ目は、いじめを発見するのが教員が多いことから、教職員からの意思疎通や学校全体で情報共有することが重要であること。3つ目は、県が行う施策について明確に表現すること、誰が責任を持つのかということ。最後に、県、教育委員会、学校それぞれの役割が明確になるよう文言等を整理すること。

以上について、国の方針に基づいて見直しており、出席停止等について従来通りの考え方で対応している。

(野口委員長)

それでは、質疑を終わりにしたいと思う。これから、5分間の休憩に入る。

冒頭でも確認したが、会の進行上、休憩後は非公開で行いたいと思うので、報道、傍聴の方は、退出をお願いしたい。

(報道、傍聴者退室)

< 3 報告 >

○宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会報告

< 4 その他 >

3以降は、非公開。

(事務局)

次回の予定について申し上げる。第2回目の調査委員会は12月18日(水)を予定している。正式な開催案内については、開催日の一か月前に発出したい。

< 5 閉会 >